

東日本大震災に対する主な取組状況について(教育関係)

文部科学省
平成23年6月3日

主な被害状況等

【主な人的被害等】(6月3日現在)

- 学校等における幼児・児童生徒・学生、教職員等のうち、
死亡者：**596名**(うち児童生徒は**566名**)、行方不明者：**131名**、負傷者：**243名**
- 震災で両親が共に死亡又は行方不明となった**18歳未満**の子どもは**198名**(6月3日現在)
- 震災により、震災前とは別の学校で受け入れた幼児児童生徒数**21,769名**。うち、岩手・宮城・福島の3県から**県域を越えて**受け入れた数は3県計**11,729名**(5月1日現在。国公立立計)

【主な物的被害】(6月3日現在)

- 被害を受けた国公立の学校施設は**7,935施設**
うち公立学校で被害が大きく、**建替え・大規模修繕が必要と思われる施設は202施設**
- 社会教育・体育・文化施設等は**3,313施設**
- 国指定等文化財は**554件**
- 研究施設等は**21施設**
- 避難先となっている学校は**130校**(なお、過去最大は**622校**(3月20日現在))

文部科学省では、大震災発生以降直ちにその復旧・復興に向け、省をあげて、主に以下のような取組を実施

教育分野の復旧・復興

【学校施設等の復旧等】

- ✚ **応急仮設校舎の整備、比較的被害が軽い施設**等の早期復旧に着手(2,450億円)
- ✚ 全国の公立学校施設の**耐震化対応**として**約1,200棟分措置**(340億円)

【児童生徒等の心のケア】

- ✚ 既存事業を活用して**スクールカウンセラー等を延べ216人派遣**。更に派遣ができるよう必要な経費を措置(30億円/**1,300人相当**)

【教職員定数の加配】

- ✚ **岩手県、宮城県、茨城県、新潟県**の教育委員会に対し、**424名の教職員定数の加配**を追加措置
(※福島県等についても具体的な要望数が示され次第、速やかに対応する予定)

【各学校段階の就学支援】

- ✚ 各都道府県教育委員会等に対し、**被災児童生徒等の学校への受入れ、教科書の無償給与や就学援助等の弾力的な取扱い**を要請・周知
- ✚ 大学等に対し、**被災学生等への修学上の配慮や授業時間の弾力的な扱い**が可能であること等を依頼・周知
- ✚ 「**被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金**」を創設(113億円)
- ✚ **緊急採用奨学金(無利子)**の貸与人員枠**約4,700人分を拡充**(35億円)
- ✚ **授業料等減免の拡充**(41億円)
 - ・国立大学等：**約1,400人分**を拡充
 - ・私立大学等：**約4,600人分**を拡充
- ✚ 被災地ニーズと支援のマッチングを図るため、文科省HP上に「**東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト**」を開設・運営
(6月3日現在／ ページビュー 約53万件、提案・要請件数 741件、支援実現件数 176件)

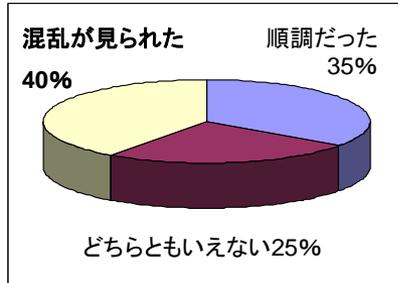
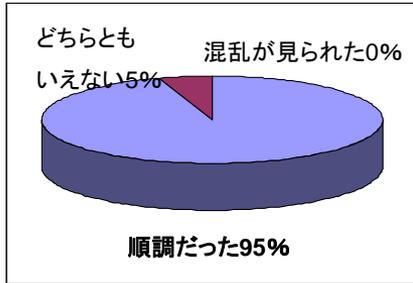
学校支援地域本部等の震災時の様子

〈宮城県内の小中学校の校長40名への聞き取り等調査結果〉

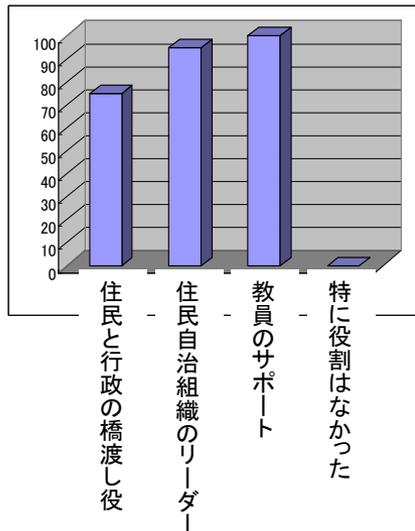
Q 避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。(校長)

(学校支援地域本部設置20校)

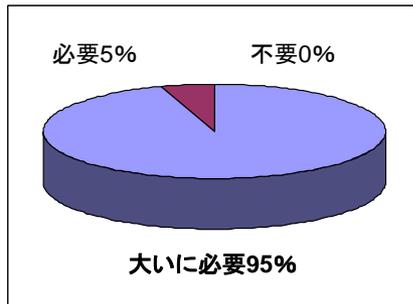
(学校支援地域本部未設置20校)



Q 学校支援地域本部のコーディネーターは震災避難時、避難所運営、学校復旧でどんな役割を果たしたか。(学校支援地域本部設置20校の校長 複数回答可)



Q 学校支援地域本部等のシステムは今後の学校運営に必要か。(学校支援地域本部設置20校)



〈校長、地域連携担当教員のコメントから〉

(地域との協働のシステムができていた学校)



○コーディネーターは学校と自治会、商店会などのたくさんの人たちをつなぐ接着剤になりました。
○学校支援ボランティアの調整により、避難所開設時には、学校や子どもに配慮したルールができあがっていました。
○「先生は学校のことと家族のことを考えてください。避難所は私たちにまかせて」と学校支援ボランティアからの声には胸がつまりました。
○コーディネーターやボランティアは学校再開に向けての避難所閉鎖の時にこそ存在感が際立ちました。避難住民と子どもたち、学校の様子がよく分かっているからこそその活躍でした。

(地域との協働のシステムができていなかった学校) × 物資を配布するにも、避難者の顔もわからず混乱しました。「権利を振りかざして」物資を奪っていく人たちや、どさくさに紛れて決められた数量を守らない人がいても、見過ごすしかありませんでした。

〈コーディネーターのコメントから〉



○学校支援地域本部は、実質、避難所支援地域本部となり、避難住民や子どもたち、先生方の声をボランティアが集約すると、みんなで不足するものを持ち合い、配食や清掃などの自治的な動きは加速していきました。(学校支援コーディネーター、PTA)
○避難所運営の格差は、日頃の学校と地域住民のかかわりの質の格差でもありました。(民生委員・学校支援コーディネーター、PTAOB)
○会議だけで顔を合わせる人よりも、定期的に子どもたちや先生たちといっしょに汗をかいている人はごく自然なかたちで避難所を支援する側に立っていました。(民生委員・学校支援コーディネーター、PTAOB)

これから求められること!

○保護者の多くが、子どもをひとりで自宅においておきたくないと考えています。また、子ども地震への不安がぬぐえず、放課後子ども教室の需要がますます高まっています。
○子どもたちの姿は、これまでに見たことのないようなオーバーアクションです。地域総ぐるみによる子育てこそ、復興には不可欠だと思います。
○全国からのボランティアが去り、雪がちらつく頃にこそ本当の復興は住民の手によって進められていくものだと思います。

復興への提言

～悲惨のなかの希望～

平成 23 年 6 月 25 日 東日本大震災復興構想会議
(抄)

復興構想 7 原則

原則 1 : 失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。

原則 2 : 被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。

原則 3 : 被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。

原則 4 : 地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

原則 5 : 被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。

原則 6 : 原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。

原則 7 : 今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

Ⅱ. 本論

第2章 くらしとしごとの再生

(1) 序

地域の再生は、くらしとしごとの条件整備がなされて初めて可能になる。くらしの視点からは、「地域包括ケア」や「学校の機能拡大」が重要である。

(中略)

「減災」の考え方から言っても、「学校施設」の機能強化は大切である。施設自体が災害時の避難場所や防災拠点となるのは無論のこと、学校を新たな地域コミュニティの核となる施設として拡充していかねばならない。教職員を始め、児童・生徒そして地域住民が、「減災・防災教育」を通じて、あらためて地域の特性を知り、いざという時に「逃げる」までの道程を学ばねばなるまい。こうした教育こそが、人と人をつなぐ地域における絆を確固としたものに育て、果ては地域における文化の復興にまでつながっていく可能性を有する。そして、学校が地域コミュニティの核となることもまた、広く展開する潜在的可能性を秘めている。

(後略)

(2) 地域における支えあい学び合う仕組み

③学ぶ機会の確保

被災した学校の再建や整備にあたっては、災害時の応急避難場所や重要な防災拠点としての役割を果たせるように工夫する。例えば、現在地からの移転も含め、防災機能を一層強化する必要がある。このように、学校が避難所として用いられることが多くなることから、こうした状況に備え、地域住民を守るという視点からも、校長や教員等が適切に対応できるようにすべきである。学校・公民館等の再建にあたっては、防災機能のみならず地域コミュニティの拠点としての機能強化を図ることが必要である。さらに、幼稚園や保育所を再建する際、財政基盤が脆弱なところもあることに配慮する必要がある。また、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設（認定こども園）として再開できるよう支援することが望ましい。

なお、学校等を核とした地域の絆を強化するため、広く住民の参画を得て、

地域の特色を生かした防災教育等を進める必要がある。阪神・淡路大震災の際、近所の人たちの共助による人命救助が多く行われたのは、日頃から小学校や公民館を拠点に祭などの活動が多かった地区であった。また、情報通信技術も活用し、学びを媒介として被災地の住民が諸活動を行うことにより、災害時に力を発揮するネットワークの構築やコミュニケーションの場を提供するよう工夫する。

さらに、今回の震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達が就学困難な状況に陥ることなく、広く教育の機会を得られるよう配慮する。このため、被災地のニーズや実情を踏まえ、奨学金や就学支援等の支援を適切に実施していく必要がある。このことは、社会的公正性を保つ上で大きな意義を有する。また、被災地の子ども達に、被災の影響により学習面や生活面で支障が生じることのないよう、教職員やスクールカウンセラー等の適切な配置を図る。

被災地の復興に向けたより長期的な視野に立って人材を育成するためには、科学技術や国際化、情報化の進展等に対応した新たな教育環境の整備が必要である。同時に、被災地において、産学官の連携により、地域の産業の高度化や新産業創出、地元産業の復興を担う人材やグローバル化に対応した人材を将来的に育成するため、大学・高専等における人材の高度化に努め、地域への定着を図ることが必要である。

東日本大震災復興構想会議の開催について

平成 23 年 4 月 11 日
閣 議 決 定

1 趣旨

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連帯の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である。このため、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を早期に取りまとめることが求められている。

このため、有識者からなる東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）を開催し、復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行うこととし、会議の議論の結果を、復興に関する指針等に反映させるものとする。

2 構成

- (1) 会議は、震災からの復興に関し識見を有する者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 会議の議長は、内閣総理大臣が指名する。また、議長を補佐させるため、内閣総理大臣は議長代理を置くことができる。
- (3) 会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。部会の構成員は、震災からの復興に関し専門的知識を有する者の中から内閣総理大臣が指名する。
- (4) 部会の部会長は、議長が指名する。
- (5) 内閣総理大臣は、会議に対し必要に応じ助言を行う特別顧問を指名することができる。

3 その他

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

東日本大震災復興構想会議 名簿

- 議長：五百旗頭 真 防衛大学校長、神戸大学名誉教授
- 議長代理：安藤 忠雄 建築家、東京大学名誉教授
- 議長代理：御厨 貴 東京大学教授
- 委員：赤坂 憲雄 学習院大学教授、福島県立博物館館長
- 内館 牧子 脚本家
- 大西 隆 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
- 河田 惠昭 関西大学社会安全学部長・教授
- 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長
- 玄侑 宗久 臨濟宗福聚寺住職、作家
- 佐藤 雄平 福島県知事
- 清家 篤 慶應義塾長
- 高成田 享 仙台大学教授
- 達増 拓也 岩手県知事
- 中鉢 良治 ソニー株式会社代表執行役副会長
- 橋本 五郎 読売新聞特別編集委員
- 村井 嘉浩 宮城県知事

(15名)

(五十音順、敬称略)

特別顧問(名誉議長)：

梅原 猛 哲学者

東日本大震災復興構想会議 検討部会 名簿

部会長：	飯尾 潤	政策研究大学院大学教授
部会長代理：	森 民夫	全国市長会会長、長岡市長
専門委員：	五十嵐 敬喜	法政大学法学部教授
	池田 昌弘	東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長
	今村 文彦	東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授
	植田 和弘	京都大学大学院経済学研究科教授
	大武 健一郎	大塚ホールディングス株式会社代表取締役副会長
	玄田 有史	東京大学社会科学研究所教授
	河野 龍太郎	BNPパリバ証券経済調査本部長・チーフエコノミスト
	西郷 真理子	都市計画家
	佐々木 経世	イーソリューションズ株式会社代表取締役社長
	荘林 幹太郎	学習院女子大学教授
	白波瀬佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	神成 淳司	慶應義塾大学環境情報学部准教授
	竹村 真一	京都造形芸術大学教授
	團野 久茂	日本労働組合総連合会副事務局長
	馬場 治	東京海洋大学海洋科学部教授
	広田 純一	岩手大学農学部共生環境課程学系教授
	藻谷 浩介	株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役

(19名)

(五十音順、敬称略)